

令和 年 月 日

指定通所介護重要事項説明書

(第三者契約)

社会福祉法人 屏山福祉会
山翠園デイサービスセンター

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(福岡県指定 第4071600250号)

当事業所はご利用者に対して指定通所介護を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

- | | |
|---------------------|--------------------|
| 1.事業所経営法人 | 2.事業所の概要 |
| 3.事業実施地域及び営業時間 | 4.職員の配置状況 |
| 5.当事業所が提供するサービスと料金 | 6.非常災害対策について |
| 7.事故発生時の対応について | 8.緊急時の対応 |
| 9.衛生管理等について | 10.虐待防止について |
| 11.守秘義務に関する対策 | 12.ご利用者の尊厳 |
| 13.身体拘束の禁止 | 14.業務継続計画(BCP)について |
| 15.ハラスメント防止対策について | 16.認知症の研修 |
| 17.苦情の受付について | 18.地域等との連携強化について |
| 19. 重要事項説明書付属文書・料金表 | |

1. 事業所経営法人

- | | |
|----------|--------------------------|
| (1)法人名 | 社会福祉法人 屏山福祉会 |
| (2)法人所在地 | 福岡県 久留米市 善導寺町飯田 359-2 番地 |
| (3)電話番号 | 0942-47-4768 |
| (4)代表者氏名 | 理事長 深山 譲 |
| (5)設立年月 | 昭和53年6月20日 |

2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類	指定通所介護事業所 令和2年4月1日 指定更新 福岡県4071600250号 ※当事業所は特別養護老人ホーム山翠園に併設されています。
(2) 事業所の目的	要介護状態にある方に対し、適正な通所介護サービスを提供することにより要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。また関係市町村、地域の保険医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
(3) 事業所の名称	山翠園 デイサービスセンター
(4) 事業所の所在地	福岡県 久留米市 山本町耳納1989番地の1
(5) 電話番号	0942-47-4823
(6) 事業所長(管理者)	氏名 深山 満男
(7) 当事業所の運営方針	要介護者の心身の状況を踏まえて、その有する能力に応じ、相談援助等の生活指導、機能訓練、その他サービスを利用者の希望に添って、適切に提供します。
(8) 開設年月	平成 8 年 4 月 1 日
(9) 利用定員	25名（日常生活支援総合事業予防デイを含む）

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域

原則として久留米市東部
北野町・田主丸町・大橋町・善導寺町・山本町・草野町・太郎原町
山川町・東合川町・合川町・御井町・朝妻町

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日 但し、1月1日から1月2日までは休館とする。
営業時間	月～土 (8時30分～18時00分)
サービス提供時間	月～土 9時10分から16時30分(7時間以上8時間未満) 時間延長は上限で3時間迄(19:30まで)ご利用できます。 ご利用前日までにお申し出ください。尚、時間延長時の送迎は行いませんので、ご家族で対応お願いします。

4 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定通所介護(介護予防・日常生活支援総合事業1号通所介護を含む)提供する職員として、以下の職種を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

単位毎に職員を配置し、介護予防・日常生活支援総合事業(予防デイ・元気デイ)は、各々の職員が兼務できるものとします。

職種	常勤換算	通所・総合 指定基準
1. 事業所長(管理者)		1名以上
2. 介護職員		4名以上
3. 生活相談員		1名以上
4. 看護職員・機能訓練指導員		2名以上

〈職員の勤務体制〉

	勤務体制
1. 全職員	勤務時間：8:20～17:30 サービス提供時間に応じた人員配置を行うものとします。 時間延長ご利用時は人員配置条件を満たす職員配置を行います。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合

(2) 利用料金の全額をお支払義務者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の対象となるサービス

以下のサービスについては、食事を除き、利用料金の大部分(9割・8割・7割)が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①食事

- ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況・嗜好を考慮した手作りの食事を提供します。(材料費は、全額がご負担となります。)

(食事時間) 12:00～

②入浴

- ・入浴又は清拭を行います。寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。
但し清拭の場合費用は発生しません。

③排泄

- ・ご利用者の排せつの介助を行います。

④機能訓練

- ・個別日常機能訓練計画に基づいた個別機能訓練、リハビリ体操、リクレーション等訓練を個別訓練計画に基づき行います。

⑤口腔機能向上訓練

- ・個別口腔機能向上訓練に基づき口腔機能向上の機能予防・訓練をおこないます。

⑥送迎

- ・ご自宅までお迎えに伺います。

※上記のサービス内容の実施記録やご利用日の状況等をお知りになりたい場合は、ご遠慮なく職員にお申し出ください。

〈サービス利用料金(1回あたり)〉

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

(別紙1)の料金表によって、ご利用者の要介護状態区分に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。(上記サービスの利用料金はご利用者の要介護状態区分に応じて異なります。)

☆ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険給付から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご利用者に提供する食費は別途お支払い願います。

☆介護保険給付からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、お支払義務者の負担額を変更します。

(2)介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がお支払義務者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①食事の提供に係わる費用(食費)

ご利用者に提供する食事にかかる費用です。

昼食 565円

時間延長時 朝食の提供に係わる食費(ご希望があるとき) 380円

夕食に提供に係わる食費(ご希望があるとき) 500円

※利用キャンセル等、食事提供の準備が既にできている場合、食されなくても、頂く場合があります。

②リクレーション・外出等の活動に係る費用

ご利用者の希望による製作活動に係る費用 :実費

外出行事等に係る入場料、鑑賞料等 :実費

③日常生活上必要となる諸費用

おむつ代:実費

④通信等にかかる費用

ご利用者の希望による連絡等のための通信諸費用 :実費

⑤その他

お支払義務者の負担にすることが妥当と思われる費用 :実費

サービス提供区域外における交通費 1kmあたり 50 円

⑥医療機関等の付き添い・見守り

救急車職員同行帰園費用	救急車職員同行した後の帰園費用	実費
※通所介護利用中の医療機関受診(緊急性のない定期的通院・薬をもらう為の受診等)は原則的に家族対応で行い事業所としては行いません。但し、緊急時はこれに限りません。		

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。

その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 1か月前までにご説明します。

(3)利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月 25 日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。尚、自動引き落としは毎月 25 日になります。

ア. 窓口での現金支払い

イ. 下記指定口座への振込み

口座名義人 社会福祉法人 屏山福祉会
理事長 深山 譲
口座 1. 福岡銀行 善導寺支店 普通預金574942
又は2. 久留米山本郵便局 01770-7-3640

ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし

(4) 契約者による利用の中止、変更、追加

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、ご利用者の同意を得た上で、通所介護又はサービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出てください。

○利用予定日の当日午前8時30分までに利用の中止の申し出をされない場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご利用者の体調不良等正当な事由がある場合はこの限りではありません。

利用予定日の当日 8 時 30 分までに申し出があった場合	無料
利用予定日の当日 8 時 30 分までに申し出がなく、不在や自己都合によるご利用中止等	当日の利用料金の10% (自己負担相当額) 食費 565円
利用予定日の当日送迎に出発した後のご利用中止連絡の場合	食費 565円

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者・ご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. 非常災害対策について

非常災害に備え、火災や風水害、地震等に対応する防災対策計画を作成し、避難誘導訓練を年に2回・職員による消火訓練(年2回)・自衛消防隊を組織し、非常火災に備えます。又、地域住民との連携に努めます。

7. 事故発生時の対応について

事業所は、ご利用者に対する介護サービスの提供により、事故が発生した場合は速やかに市町村(保険者)、ご契約者等、関係医療機関への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際しておこなった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

併せて事故発生の原因追求、再発防止の検討を行います。尚、事故発生 防止のための委員会（安全管理対策委員会）を設置し、委員会の定期的な開催及び職員研修を行います。

8. 緊急時の対応

サービス提供時にご利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

9. 衛生管理等について

感染症の発生及び蔓延予防の観点より、サービス提供に当たり感染症対策を講じるとともに対応力強化のため、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施を行います。

10. 虐待防止について

事業所は、ご利用者等の人権擁護・虐待の発生又は再発防止等のための次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する指針、マニュアルの整備。
- (2) 虐待防止に関する責任者を定め、委員会を設置します。
- (3) 青年後見制度の利用を支援します。
- (4) 苦情解決体制を整備しています。
- (5) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- (6) 当事業所従業者または居宅サービス事業者、擁護者（ご家族・ご親族等）による虐待が疑われる場合には、速やかにこれを市町村（保険者）に通報します。

虐待防止に関する責任者

特別養護老人ホーム山翠園施設長及びデイサービス所長：深山 满男

11. 守秘義務に関する対策

当事業者の職員は、業務上知り得たご利用者又は、そのご家族の秘密を保持します。また退職後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容としています。個人情報を必要最小限の範囲内で使用し、サービス提供に係わる目的以外に使用しません。下記の内容の個人情報の使用を承諾したものとします。

① 使用目的

【当法人内における情報の共有と利用】

- ・当会が運営する事業所間では、個人情報を共有して利用します。

- ・介護サービスの提供並びに介護保険事務に関すること。
- ・管理運営業務の内、入退所等の管理、会計・経理、事故等の報告、介護サービス向上のための資料。
- ・当法人内で行う事例検討などの資料、当会内で行う介護実習への協力。
- ・当法人またはその事業所が主催・協賛する行事の紹介・案内。

【他の事業者への情報提供】

- ・業務委託事業者への情報提供。(全ての事業者と個人情報保護に関する誓約書を交わしています。)
- ・医療機関、薬局、訪問看護ステーションなど他の介護サービス事業者との連携。
- ・ご家族の方への説明。
- ・審査支払機関への介護報酬明細書の提出、審査支払機関・保険者からの照会への回答。
- ・保健所など外部監査機関への情報提供。

② 利用期間・条件

サービス提供契約期間に準じますが、契約期間外においても第三者に漏らしません。

12. 利用者の尊厳

ご利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、職員教育を行ないます。

13. 身体拘束の禁止

当事業所は、厚生労働省により発行されている、身体拘束ゼロへの手引きに基づき身体拘束廃止に向けた介護を行っております。当事業所における「身体拘束廃止への指針」に基づき対応させて頂きます。緊急やむを得ない場合として、以下の①～③の要件をすべて満たしている場合には身体拘束を行う場合があります。

- ① ご利用者ご本人、又は他のご利用者の生命、身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- ② 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない
- ③ 身体拘束その他の行動制限が一時的である

14. 業務継続対策について

感染症や非常災害が発生した場合であっても、ご利用者に対し必要なサービスが継続的に提供できる体制整備に努め、ご利用者に適切なサービスが確保されるよう業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施を行います。

15. ハラスメント防止対策について

(基本方針)

当事業所では、ご利用者・ご家族等の様々な状況から、ハラスメントのリスクを施設・事業所等で検討する体制を構築し、介護従事者が安心して働くことのできる職場環境・労働環境の整備を行う。

・「ハラスメントは許容されない」

・「ハラスメントは組織として許されない」

・「職員により虐待と職員へのハラスメントはどちらもあってはならない」

ご利用者・ご家族等からのハラスメントは、ご利用者自身の継続的で円滑な介護サービス利用の支障にもなり得ます。ご利用者・ご家族との信頼関係のもと、安全安心な環境で質の高いケアを提供できるよう以下の点にご協力お願いします。なお、職員へのハラスメント等のよりサービスの中止や契約を解除する場合があります(下記内容)。

① 身体的暴力・精神的暴力(暴力または乱暴な言動)

・物を投げつける、物を振り回す

・刃物を向ける、服を引きちぎる、手を払いのける

・怒鳴る、奇声、大声を発する、脅す

・著しい迷惑行為、誹謗中傷 など

② セクシャルハラスメント

・介護従事者の体を触る、手を握る

・腕を引っ張り抱きしめる

・異性のヌード写真や動画などを見せる

・性的な話、卑猥な言動をする など

・ストーカー行為、介護従事者の写真や動画撮影・録音・SNS 等への掲載

・制度や契約の内容を超えたサービスの要求 など

16. 認知症の研修

当事業所では、認知症についての理解のもと、ご利用者主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に直接携わる職員(医療・福祉関係の資格を有さない物)の認知症対応力を向上させていくため、認知症介護基礎研修受講の措置を講じます。

17. 地域との連携強化について

当事業所では、ご利用者の地域における社会活動や地域住民との交流が図れるよう、地域活動への参加に努めます。

18. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者)

[職名] 生活相談員 弥永 辰佳

電話番号 0942-47-4823

○受付時間 毎週月曜日～土曜日(日曜日及び1月1日から1月2日を除く)

8:20～17:30

また、苦情受付ボックスを玄関カウンターに設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

久留米市保険福祉部 介護保険担当課	所在地 久留米市城南町15番地の3 電話番号 30-9247・FAX 30-6845 受付時間 8時30分～18時
国民健康保険団体連合会 事業部・介護保険課	所在地 福岡市博多区吉塚本町13番47号 電話番号092-642-7859 FAX 092-642-7856 受付時間 8時30分～17時

令和 年 月 日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

山翠園デイサービスセンター

説明者職名

氏名

(印)

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。（下記のいずれか1箇所にご記入ください。）

ご利用者住所

ご利用者氏名

(印)

ご契約者住所

ご契約者氏名

(印)(続柄)【 】

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上1階
- (2) 建物の延べ床面積 465、36m²
- (3) 事業所の周辺環境 中核都市久留米市南東部耳納連山の麓に位置し、極めて良好な環境にあります。特別養護老人ホームを併設しています。

2. 職員の配置状況

〈配置職員の職種〉

介護職員…ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。15名の利用者に対して1名、5名以上に1人の介護職員を配置しています。

生活相談員…ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
1名の生活指導員を配置しています。

看護職員… 主にご利用者の健康管理や療養上の世話をいますが、日常生活上の介護
介助等も行います。常に1名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…ご利用者の機能訓練を担当します。
1名の機能訓練指導員を配置しています。

3. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。
- ③ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともにご契約者・ご利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑤事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)
ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。
また、ご利用者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にてご契約者・ご利用者の同意を得ます。

4. サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり汚したりした場合には、お支払義務者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行なうことはできません。

(2) 喫煙

事業所内での喫煙はできません。

5. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。
ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

6. サービス利用をやめる場合

契約の有効期間は、契約締結の日からご利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ①ご利用者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1)ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者から、ご利用者の同意を得た上で、利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご利用者が入院された場合
- ③ご利用者の「居宅サービス計画(ケアプラン)」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは、傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2)事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者及びご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②支払義務者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご契約者及びご利用者が契約書第12条第4項の規定に従わず、同5項に基づきサービスが中止された場合において、その後も継続して事業所の運営に支障が生じるおそれが大きいと判断される場合

(3)契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し必要な援助を行うよう努めます。

(別紙 1)介護保険給付対象になる料金表

1 単位:10 円

		項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本 金額	A	基本単位	655 単位 (日)	773 単位 (日)	896 単位 (日)	1,018 単位 (日)	1,142 単位 (日)
	B	個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	56 単位 (日)	56 単位 (日)	56 単位 (日)	56 単位 (日)	56 単位 (日)
	C	入浴介助加算Ⅰ	40 単位 (日)	40 単位 (日)	40 単位 (日)	40 単位 (日)	40 単位 (日)
	総単位数		751 単位	869 単位	992 単位	1,114 単位	1,238 単位
	D	サービス提供体制加算Ⅰ	22 単位 (回)	22 単位 (回)	22 単位 (回)	22 単位 (回)	22 単位 (回)
処遇改善	E	介護職員処遇改善費Ⅱ (A+B+C+D)の 43/1000	33 円	38 円	44 円	49 円	54 円
	F	特定処遇改善費Ⅱ (A+B+C+D)の 10/1000	8 円	9 円	10 円	11 円	13 円
	G	介護職員等ベースアップ等 支 援 加 算 (A+B+C+D)の 11/1000	9 円	10 円	11 円	12 円	14 円
通所介護サービス	負担割合	本人負担 (法定代理受領の 1 割)	823 円 (日)	948 円 (日)	1,079 円 (日)	1,208 円 (日)	1,341 円 (日)
		本人負担 (法定代理受領の 2 割)	1,646 円 (日)	1,896 円 (日)	2,158 円 (日)	2,416 円 (日)	2,682 円 (日)
		本人負担 (法定代理受領の 3 割)	2,469 円 (日)	2,844 円 (日)	3,237 円 (日)	3,624 円 (日)	4,023 円 (日)
必要に応じて	入浴介助加算Ⅱ		55 单位 (日)	55 单位 (日)	55 单位 (日)	55 单位 (日)	55 单位 (日)
	認知症加算		60 单位 (日)	60 单位 (日)	60 单位 (日)	60 单位 (日)	60 单位 (日)
	栄養改善加算		200 单位 (回)	200 单位 (回)	200 单位 (回)	200 单位(回)	200 单位 (回)
	栄養スクリーニング加算(Ⅰ)		20 单位 (回)	20 单位 (回)	20 单位 (回)	20 单位 (回)	20 单位 (回)
	口腔機能向上加算Ⅰ		150 单位 (月)	150 单位 (月)	150 单位 (月)	150 单位 (月)	150 单位 (月)
	個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ		85 单位 (日)	85 单位 (日)	85 单位 (日)	85 单位 (日)	85 单位 (日)
	科学的介護促進体制加算		40 单位 (月)	40 单位 (月)	40 单位 (月)	40 单位 (月)	40 单位 (月)
	時間延長 8-9		666 单位 (日)	787 单位 (日)	911 单位 (日)	1036 单位 (日)	1162 单位 (日)